

愛媛県液化石油ガス販売事業者指導要綱 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">愛媛県液化石油ガス販売事業者指導要綱</p> <p>（目 的）</p> <p>第一条 この要綱は、愛媛県が所管する液化石油ガス販売事業者（以下「販売事業者」という。）が、関係法令を遵守して積極的に自主保安に取り組むグループを形成し、互いに保安水準の向上に励む仕組みを構築するとともに、県（消防防災安全課（以下「本課」という。）及び各地方局）が、個々に保安に取り組む販売事業者に対し、的確に関係法令を遵守し、保安活動を推進するよう指導することによって、愛媛県の液化石油ガスに関する保安の確保を図ることを目的とする。</p> <p>第二条～第十条（略）</p> <p>（審査会）</p> <p>第十一条 販売事業者は、県が開催する審査会に出席しなければならない。なお、審査会の開催については、本課が作成する開催計画に従い、<u>当該販売店の所在地を管轄する</u>地方局から通知するものとする。</p> <p>2 販売事業者は、審査会の出席にあたり、液化石油ガス販売所法令基準遵守状況調査票（様式6）に必要事項を記入のうえ、帳簿等審査会持参書類一覧表（別紙）に記載された帳簿等を持参するものとする。</p> <p>3 <u>販売事業所は、審査会に原則、四年に一度、出席を要するものとする。ただし、審査の結果、優良と認められた販売事業者は、</u></p>	<p style="text-align: center;">愛媛県液化石油ガス販売事業者指導要綱</p> <p>（目 的）</p> <p>第一条 この要綱は、愛媛県内の液化石油ガス販売事業者（以下「販売事業者」という。）が、関係法令を遵守して積極的に自主保安に取り組むグループを形成し、互いに保安水準の向上に励む仕組みを構築するとともに、県（消防防災安全課（以下「本課」という。）及び各地方局）が、個々に保安に取り組む販売事業者に対し、的確に関係法令を遵守し、保安活動を推進するよう指導することによって、愛媛県の液化石油ガスに関する保安の確保を図ることを目的とする。</p> <p>第二条～第十条（略）</p> <p>（審査会）</p> <p>第十一条 販売事業者は、県が開催する審査会に出席しなければならない。なお、審査会の開催については、本課が作成する開催計画に従い、<u>所管する</u>地方局から通知するものとする。</p> <p>2 販売事業者は、審査会への出席にあたり、液化石油ガス販売所法令基準遵守状況調査票（様式6）に必要事項を記入のうえ、帳簿等審査会持参書類一覧表（別紙）に記載された帳簿等を持参するものとする。</p> <p>3 <u>審査会への参加は、原則、三年に一回とする。ただし、県は、必要があると認める場合には、期間を変更することができる。</u></p>

<p><u>次回の審査会の出席を五年後とする。また、重大な違反等があった販売事業者は、次回の審査会の出席を二年後とする。</u></p> <p>4、5 (略) (立入指導及び立入検査)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年10月1日に制定し、制定日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成29年2月15日から施行する。</u></p>	<p>4、5 (略) (立入指導及び立入検査)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p><u>2 前項のほか、県は特に必要があると認める場合には、事前連絡なしに立入検査を行うものとする。</u></p> <p>第十三条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年10月1日に制定し、制定日から施行する。</p>
--	---